

意見広告

“清き1票”実は0.2票!

※参院選で鳥取県民の選挙権を1票とした場合の東京都民の1票の価値(総務省発表:第22回参議院議員通常選挙結果期・平成22年7月11日現在の有権者数に基づく)

「一人一票」問題の解決方法は、「裁判所頼み」だけではありません。

必要であれば、国民が、正々堂々と参政権(最高裁判所裁判官国民審査の投票権)を行使して、解決できる問題です(憲法15条、79条)。

国民が主権者だからです(憲法前文)。

必要であれば、国民は、日本史上初めて、ここ数年の内に、参政権を行使して、

今の「負の代議制国家」(人口の少数が国会議員の過半数を選出し、国会議員の過半数がを立法、行政、司法の三権を支配する国家/「国民の少数決の国」)

「代議制民主主義国家」(人口の多数が国会議員の過半数を選出し、国会議員の過半数が同三権を支配する国家/「国民の多数決の国」)に変えることができます。

1 女性が0.9票、男性が1票であったとすると、女性も男性も皆、「許せない!」と思うでしょう。性別による差別は不条理だからです。

選挙権は住所によって差別されています(参院選*:右図参照)。鳥取県の選挙権を1票(議員1人当り有権者数:24万人)とすると、東京都(議員1人当り有権者数:106万人)、北海道は、約0.2票です。住所による差別は不条理です。

住所の差別による一票の不等のため、参院選で、人口の33%が、選挙区選出議員(全146人)の過半数(74人)を選んでいます。人口の少数が国会議員の多数を選んでいます。

これは、負の代議制です。代議制民主主義ではありません。代議制民主主義は、人口の多数が国会議員の多数を選ぶ制度です。代議制民主主義は、「一人一票」の保障の下でのみ可能です。

2 最高裁判所裁判官は、その過半数(15名中8名以上)で、憲法違反の法律を無効にする『違憲立法審査権』を持っています(憲法81条)。

3 しかし、国民が主権者です(憲法前文)。国民は、主権者ですので、最高裁判所裁判官国民審査の投票の過半数によって、最高裁判所裁判官を罷免する権利(憲法15条、79条)を持っています。この罷免権は、選挙権と並ぶ参政権(「国政に参加する権利」)です。

参政権ですから、国民には、国民審査対象

の最高裁判所裁判官について、「一人一票に、①賛成、②反対、③未定」を含む諸々の公の情報を知る権利があります。

4 ところが、大多数の国民は、過去60余年間、国民審査対象の最高裁判所裁判官について、これらの情報を知らなかったため、已むを得ず、白票を投じてきました。

これまで、国民審査の投票権が参政権であることに気付かなかったのです。

国民は、今『① 国民審査の投票権は、参政権である、② 国民審査は、実質的な国民投票である、③ 一人一票賛成の国民は、国民審査で、一人一票に反対の最高裁判所裁判官の名前を知ったうえで、同裁判官に不信任の×印の投票をして、一人一票を実現できる』と気付きました。国民は、国民審査で投票して、日本を代議制民主主義国家にする方法を見つけたのです。

5 “清き1票未満”の喜劇が30年後に行き着く先は悲劇

日本人はほぼ全員、自分の選挙権は“清き1票”だと思い込んで大真面目に投票しています。そして、日本人はほぼ全員、「国会議員が多数決で立法、行政、司法の三権を支配している。だから、日本は、代議制民主主義国家だ」と思っています。

これは、1億2000万人の国を挙げての

壮大な喜劇です。

しかし、30年後に、この日本人のほぼ全員参加の喜劇の行き着く先は、悲劇です。少数の人口が立法、行政、司法を支配している国・日本が、競争の激しい世界市場の中で、向う30年間、一人一票の保障の下に、多数の人口が行政を支配している競争相手国(米国、韓国等)に伍してゆくことは困難です。

6 “清き1票未満”の不条理 “清き1票未満”はガリレオ判決より不条理です。なぜなら、ガリレオ判決の天動説は、当時の『世間の常識』でしたが、“清き1票未満”は、“清き1票”の『世間の常識』に反しているからです。

7 1983年米国連邦最高裁判決(Karcher判決) 米国連邦最高裁判決は、1983年、ニュージャージー州における米国連邦下院議員選挙に関し、1票対0.993票の選挙権の価値の不等を違憲・無効としました。

日本でも、(現行法が採用する)①丁目、②町、

③村、④大字を最小行政区画単位として用いたうえでの、人口比例に基づく選挙区割り(但し、県境をまたぐ)が、実現可能です。現に、東大法学院生・白井悠人氏のレポートによれば、300の衆議院小選挙区で、1票の不平等を1票対0.99票まで縮減できます。

やってやれないことではないのです。

8 “清き1票”の国民も、“清き1票未満”の二流国民もありません。皆、“清き1票”の日本人です

代議制民主主義国家誕生の歴史を創る時です。今の日本に、時間の余裕はありません。



あなたの選挙権が何票の価値が検索できます。

<http://www.ippyo.org/>

一人一票 検索

お問い合わせ | ippyo@ippy.org | Fax:03-3780-3221
 [合わせ] EmailとFaxのみで受付けております。
 連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



[発起人(個人・50音順)] 荒井寿光(元内閣官房・知的財産戦略推進事務局長)・池田裕彦(弁護士/大江橋法律事務所)・泉徳治(元最高裁判事・弁護士)・伊藤真(伊藤塾塾長・弁護士)・岩倉正和(一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授・弁護士/西村あさひ法律事務所)・太田洋(弁護士/西村あさひ法律事務所)・大宅映子(評論家・財団法人大宅社一文庫理事長)・奥谷禮子(株式会社サール社長)・角川歴彦(株式会社角川グループホールディングス会長)・川本裕子(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)・北修爾(阪和興業株式会社社長)・久保利英明(弁護士/日比谷パーク法律事務所代表)・黒田健二(弁護士/黒田法律事務所代表)・頃安健司(元大阪高検検事長・弁護士)・三枝成彰(作曲家)・櫻井よしこ(ジャーナリスト)・佐々木かをり(株式会社イー・ワーマン社長)・すぎやまこういち(作曲家)・武藤佳恭(慶應義塾大学環境情報学部教授)・田中克郎(弁護士)・田中良和(グリー株式会社社長)・田辺克彦(弁護士/田辺総合法律事務所代表)・出口治明(ライフネット生命保険株式会社社長)・戸松秀典(学習院大学法科大学院教授)・中村修二(カリフォルニア大学サンタバーバラ校教授)・中山信弘(東京大学名誉教授・弁護士/西村あさひ法律事務所顧問)・野村修也(中央大学法科大学院教授・弁護士/森・濱田松本法律事務所)・廣中平祐(数学者 フィールズ賞受賞)・堀田力(元検事・弁護士・財団法人さわやか福祉財団理事長)・堀統一(株式会社ドリームインキュベータ代表取締役会長・評論家)・堀義人(グロービス経営大学院大学学長)・升永英俊(弁護士/TM1総合法律事務所)・三本谷浩史(楽天株式会社会長兼社長)・宮内義彦(オリックス株式会社グループCEO)・村上光瑞(元東京高裁裁判長・元京都大学法科大学院教授・弁護士)・村上隆(現代美術家)・堀山太郎(ジャーナリスト)・吉田邦夫(東京大学名誉教授)・鷲尾悦也(財団法人全国勤労者福祉・共済振興協理理事長・元連合会長)・渡辺章博(GCAサヴィアングループ株式会社代表取締役CEO)